

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成28年5月10日関係府省庁申し合わせ）の一部改正
新旧対照表（案）

（下線部分が改正部分）

改正案	現行
<p>児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について</p> <p style="text-align: center;">〔平成28年5月10日 関係府省庁申し合わせ 平成28年6月21日 一部改正 平成※年※月※日 一部改正〕</p> <p>1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 厚生労働大臣 議長代理 厚生労働省 <u>子ども家庭局長</u> 構成員 内閣官房内閣審議官（厚生労働省 <u>子ども家庭局</u> 併任） 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任） 警察庁生活安全局長 総務省自治財政局長 法務省民事局長</p>	<p>児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について</p> <p style="text-align: center;">〔平成28年5月10日 関係府省庁申し合わせ 平成28年6月21日 一部改正〕</p> <p>1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。</p> <p>2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 厚生労働大臣 議長代理 厚生労働省 <u>雇用均等・児童家庭局長</u> 構成員 内閣官房内閣審議官（厚生労働省 <u>雇用均等・児童家庭局</u> 併任） 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任） 警察庁生活安全局長 総務省自治財政局長 法務省民事局長</p>

改正案	現行
<p>法務省刑事局長 法務省人権擁護局長 文部科学省生涯学習政策局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）</p> <p>3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。</p> <p>4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p>	<p>法務省刑事局長 法務省人権擁護局長 文部科学省生涯学習政策局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）</p> <p>3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。</p> <p>4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</p>

改正案	現行
<p>(参考)</p> <p>児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員</p> <p>議長 厚生労働省 <u>子ども家庭局</u> 総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）</p> <p>構成員 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任）</p> <p>警察庁生活安全局少年課長</p> <p>総務省自治財政局調整課長</p> <p>法務省民事局参事官</p> <p>法務省刑事局参事官</p> <p>法務省人権擁護局参事官</p> <p>文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長</p> <p>文部科学省初等中等教育局児童生徒課長</p> <p>厚生労働省 <u>子ども家庭局</u> 家庭福祉課長（<u>政策統括官付社会保障担当参事官室併任</u>）</p> <p>厚生労働省 <u>子ども家庭局</u> 母子保健課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）</p>	<p>(参考)</p> <p>児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員</p> <p>議長 厚生労働省 <u>雇用均等・児童家庭局</u> 総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）</p> <p>構成員 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任）</p> <p>警察庁生活安全局少年課長</p> <p>総務省自治財政局調整課長</p> <p>法務省民事局参事官</p> <p>法務省刑事局参事官</p> <p>法務省人権擁護局参事官</p> <p>文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長</p> <p>文部科学省初等中等教育局児童生徒課長</p> <p>厚生労働省 <u>雇用均等・児童家庭局</u> 家庭福祉課長</p> <p>厚生労働省 <u>雇用均等・児童家庭局</u> 母子保健課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長</p> <p>厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）</p>

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 5 月 10 日
関係府省庁申合せ
平成 28 年 6 月 21 日
一部改正
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日
一部改正

1 「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成 28 年 3 月 29 日閣議決定）を踏まえ、関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進するため、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	厚生労働大臣
議長代理	厚生労働省子ども家庭局長
構成員	内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任）
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）
	警察庁生活安全局長
	総務省自治財政局長
	法務省民事局長
	法務省刑事局長
	法務省人権擁護局長
	文部科学省生涯学習政策局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省社会・援護局長
	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

3 連絡会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

4 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会構成員

- 議 長 厚生労働省子ども家庭局総務課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
- 構成員 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任）
- 警察庁生活安全局少年課長
- 総務省自治財政局調整課長
- 法務省民事局参事官
- 法務省刑事局参事官
- 法務省人権擁護局参事官
- 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長（政策統括官付社会保障担当参事官室併任）
- 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
- 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
- 厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）